

審査項目及び審査基準

項目		配点	係数	基準
大項目	小項目			
申込事業者の状況	1 申込事業者の事務遂行体制・信頼性	5 点	× 2	・申込者が、計画段階、整備段階及び運営段階のそれぞれにおいて活用計画を遂行するにふさわしい事務遂行体制を有しているか。 ・申込者が過去に活用計画と同種の事業を実施してきた実績があるなど、活用計画を遂行しうる経験・ノウハウ等を有しているか。
	2 申込事業者の財務・経営状況	5 点	× 2	・申込者の財務、経営状況は十分であり、かつ安定しているか。
活用計画の内容	3 活用計画の実現性・安定性	5 点	× 2	・実施体制や資金計画、関係法令等に基づいた実現性の高いものであるか。 ・長期収支計画等に基づいた安定性のあるものか。 ・中長期的な期間（10年以上など）、活用計画に基づいた利用に供するものであるか。
	4 将来構想の実現に資する活用	5 点	× 5	・人口減少や少子高齢化にも対応し、地域で暮らす誰もが安心して住み続けられるまちづくりの推進に貢献する提案か。 ・本地域の生活を支える商業・医療・福祉・業務などの機能の充実に資する提案か。
	5 地域のまちづくりへの貢献	5 点	× 5	・地域との交流促進や、地域防災への協力など、地域の活性化とまちづくりに資する提案か。
	6 地域経済の活性化	5 点	× 2	・新たな雇用の創出や市内事業者の活用など、地域経済の活性化につながる提案か。
	7 都市の成長戦略への貢献	5 点	× 2	・都市の成長戦略に資するものか。
価格評価	8 売却価格の多寡	40 点		・次の計算式により得た得点（小数点以下切捨） （買受希望価格）／（最高額の買受希望価格）×配点 ※本市が示す最低売却価格を下回る場合は、失格とする。
合計		140 点		

※ 小項目 1～8 の合計得点が満点の 6 割（84 点）未満又は小項目 1～7 の合計得点が 6 割（60 点）未満である場合は、失格とします。また、買受希望価格が、本市が事前に定める最低売却価格を下回る場合についても、失格とします。

※ 提出書類の内容が不適当と判断した場合又はいずれかの審査項目において委員の過半数が不適当（0 点）と判断した場合は、当該申込者を失格とします。

なお、故意の虚偽のある応募については、審査結果によらず失格とします。

※ 共同提案の場合は、審査項目「活用計画の内容」のうち、特に小項目 4～7 については、個々の事業計画の評価とともに、敷地全体の総合的な計画としても評価します。

(評価の基準)

- 5 点 大変、高く評価できる
- 4 点 高く評価できる
- 3 点 評価できる
- 2 点 やや評価できる
- 1 点 評価できる点が少ない
- 0 点 条件を満たしていない、評価すべき点はない